

規制見直しについて 【審議】

2024年2月7日
経済産業省産業保安グループ
ガス安全室

＜議題＞

1. **ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し
（特監法のアナログ規制見直し）【審議】**
2. **供給ガスの熱量変更（通達）及び関連文書の廃止
【審議】**
3. **開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置
あり）の周知の見直しについて 【審議】**

<議題>

- 1. ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し
(特監法のアナログ規制見直し)【審議】**
2. 供給ガスの熱量変更 (通達) 及び関連文書の廃止
【審議】
3. 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器 (不完全燃焼防止装置
あり) の周知の見直しについて 【審議】

1 - 1. 政府のデジタル化の推進及び産業保安における取組

- 令和3年11月、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、**国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的**として、「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」）が設置された（令和5年10月6日廃止）。
- 第2回調査会では、**経済産業大臣から、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、保安規制の在り方を見直す旨報告**。
- 現在、アナログ規制※の見直し等が政府全体で進められており、令和4年12月に公表された「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」に基づき、**原則、令和6年6月までの集中改革期間に見直し等を進めている**ところ。

※ 「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」の7つに類型化されている。

（ご参考）デジタル臨時行政調査会構成員

会長 内閣総理大臣
 副会長 デジタル大臣
 内閣官房長官
 構成員 総務大臣
 財務大臣
 経済産業大臣
 内閣府特命担当大臣（規制改革）
 行政改革担当大臣

産業保安分野（電気・都市ガス・高圧ガス）における規制のデジタル対応

- 規制のデジタル対応については、直ちに着手できるものから着手するなど、しっかりと対応する。
- また、法律レベルでも、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、「**テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者**」について、**保安規制に関する手続・検査の在り方を見直す**。

テクノロジーの産業保安分野への展開

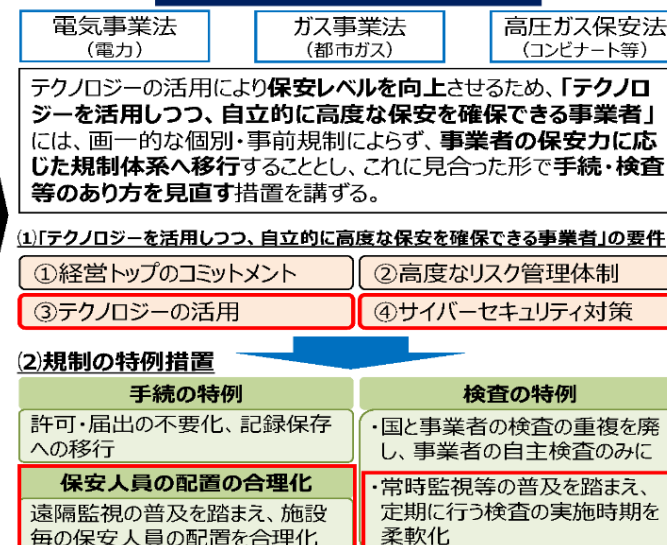


産業保安分野の課題：保安人材の不足

熟練の保安人材の退職、若年層の雇用困難化
 （例）電気主任技術者の6割が50歳以上

→ テクノロジーの活用により人材不足にも対処

今般の制度見直しの内容

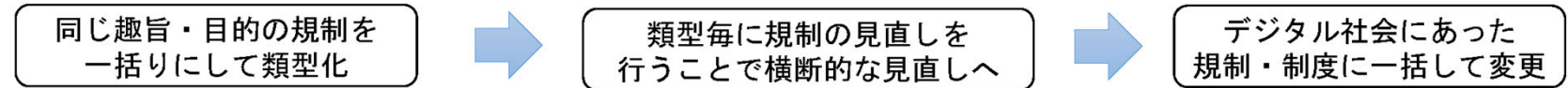


（出典）第2回調査会（令和3年12月22日） 経済産業省提出資料4「産業保安分野における規制のデジタル対応」

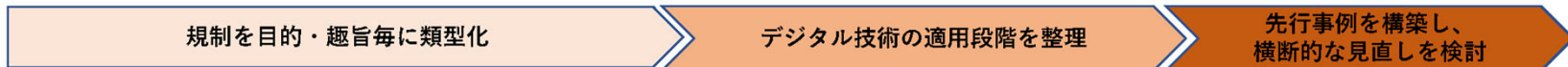
1-2. デジタル庁による既存規制のデジタル原則への適合性点検

- デジタル庁では、既存のアナログ規制について、**代表的な7類型である①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧**を対象に、法律・政省令で規定されている規制の条項につきデジタル原則への適合性について**点検、見直しを行うこと**としている。
- ガス保安分野においても、**①目視規制、③定期検査、⑤常駐専任、⑥対面講習の4類型に該当するアナログ規制が存在するため、見直し等を進めていく。**

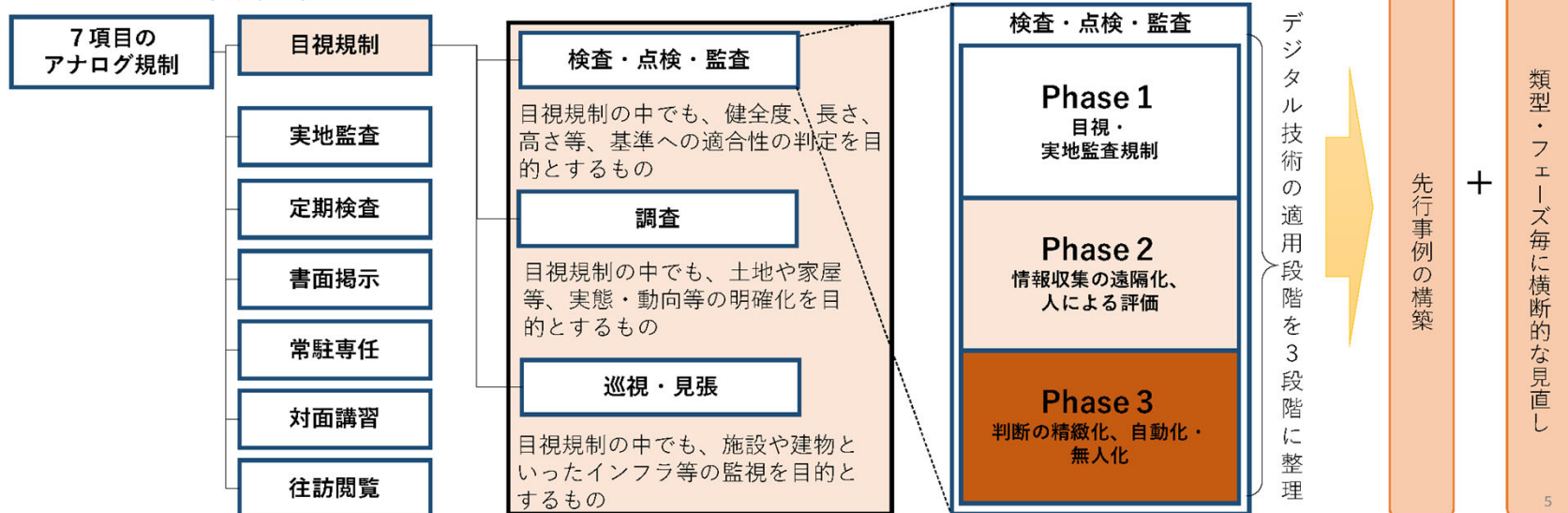
一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



○ 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分



<目視規制の例>



(出典) 第3回調査会 (令和4年3月30日)

資料1「デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について」

1-3. ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況

- ガス保安分野でのアナログ規制（7類型）は、①目視規制、③定期検査、⑤常駐専任、⑥対面講習の4類型が存在し、点検や見直しが求められている。

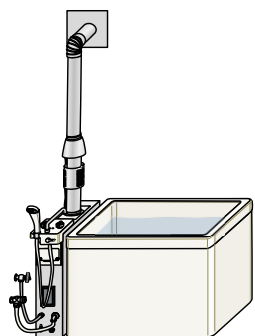
法令	規制・制度	規制・制度の概要	規制の類型	検討の方向性等
ガス事業法	①保安規程	・ ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する「巡視、点検」の記載を義務付け。	①目視規制	・ 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等。（R6.6）
	②立入検査	・ 経済産業省はガス事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）
	③定期自主検査	・ ガス事業者に対し、一部のガス工作物については、定期に、自主検査をすることを義務付け。	③定期検査 【対応済】	・ 本年12月21日に施行する認定高度保安実施事業者制度により、定期自主検査の時期の柔軟化を措置済み。（R6.3）
	④ガスの成分検査	・ ガス事業者に対し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損害を与えるおそれのある成分の検査を義務付け。	③定期検査	・ デジタル原則に適合する成分検査技術についての検討等。（R6.6）
	⑤熱量・燃焼性の測定	・ 供給するガスの熱量・燃焼性の測定を義務付け。	③定期検査	・ 今後、測定方法を定めたJISの改正（センサ式計測器による常時測定）が予定（2026）。当該改正JISが法令に取り込めるかの検討等。（R6.6）
	⑥消費機器の定期調査	・ ガス事業者に対し、消費機器の定期的な調査を義務付け。	③定期検査	・ 現地での目視及び実検査を遠隔で代替する技術の検討等（R6.6）
	⑦ガス主任技術者の選任	・ ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用の監督者としてガス主任技術者の選任を義務付け。	⑤常駐専任 【一部対応済】	・ 遠隔での監督が確実に実施できることを要件に、兼任が可能であることの明確化を措置済み。（R5.8：小売・製造（済）、R6.6：一導・準用）
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律	①実地での監督	・ 特定ガス消費機器を設置する際には、ガス消費機器設置工事監督者に実地に監督させることを義務付け。	①目視規制 → 今回の審議対象	・ 監督が確実に実施できることを要件に、オンラインによる監督が可能であることの明確化の検討等。（R6.3）
	②ガス消費機器設置工事監督者の再講習	・ ガス消費機器設置工事監督者に対し、3年ごとに講習の受講を義務付け。	⑥対面講習 【対応済】	・ オンライン講習（e-learning講習）における要件を明確化し、指定再講習機関に対し、通達済み。（R5.9）
熱供給事業法	①保安規程	・ 熱供給事業者に対し、熱供給施設の工事、維持及び運用に関する「巡視、点検」の記載を義務付け。	①目視規制	・ 目視以外の方法による「巡視、点検」は妨げていない旨の明確化の検討等。（R6.6）
	②立入検査	・ 経済産業省は熱供給事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）

1 - 4. 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（特監法）

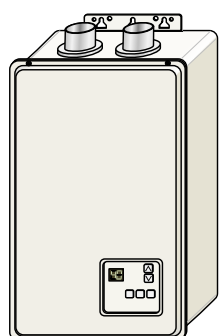
- 特監法では、設置又は変更の工事の欠陥による災害の発生の恐れが多い機器を「特定ガス消費機器」、その設置工事及び変更工事を「特定工事」、特定工事の事業を行う者を「特定工事事業者」と定義。
- 「特定工事」については、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が、自ら特定工事の施工場所で監督するか、自ら工事を行うことを規定。
- また、「特定工事事業者」においては、特定工事を施工した際、特定ガス消費機器の見やすい場所に施工年月日等を記載した表示ラベルを付すことを規定。

<特定ガス消費機器>

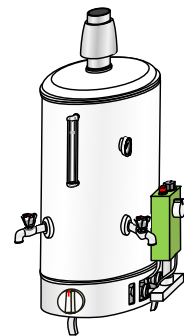
対象機器	ガス消費量 (kW)	給排気方式
ガスバーナー付ふろがま	(消費量によらない)	自然排気 (CF) 式 強制排気 (FE) 式 自然給排気 (BF) 式 強制給排気 (FF) 式 屋外 (RF) 式 (ただし軽微な工事として除外)
ガス瞬間湯沸器	12 kW超	
その他のガス湯沸器	7 kW超	
上記の排気筒及び当該排気筒に接続される排気扇		



ガスバーナー付ふろがま



ガス瞬間湯沸器



その他のガス湯沸器

<表示ラベル>

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事事業者の氏名 又は名称及び連絡先	(株) 経済産業工務店 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監督者の氏名	経済 太郎
資格証の番号	123456789
施工内容及び 施工年月日	機器及び排気筒設置工事 令和〇年〇月〇日

1 - 5. 特監法のアナログ規制見直し（監督業務のデジタル化）

<特監法のアナログ規制見直しの対象項目>

- 現在、アナログ規制の見直し等が政府全体で進められており、令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、原則、令和6年6月までの集中改革期間に見直し等を進めているところ。
- 特監法のアナログ規制見直しについては、特監法第3条に規定される「実地での監督業務」が規制等の類型のうち「目視規制」に該当するとされ、デジタル原則への適合性について点検、見直しを行うこととされている。

<見直しの方向性>

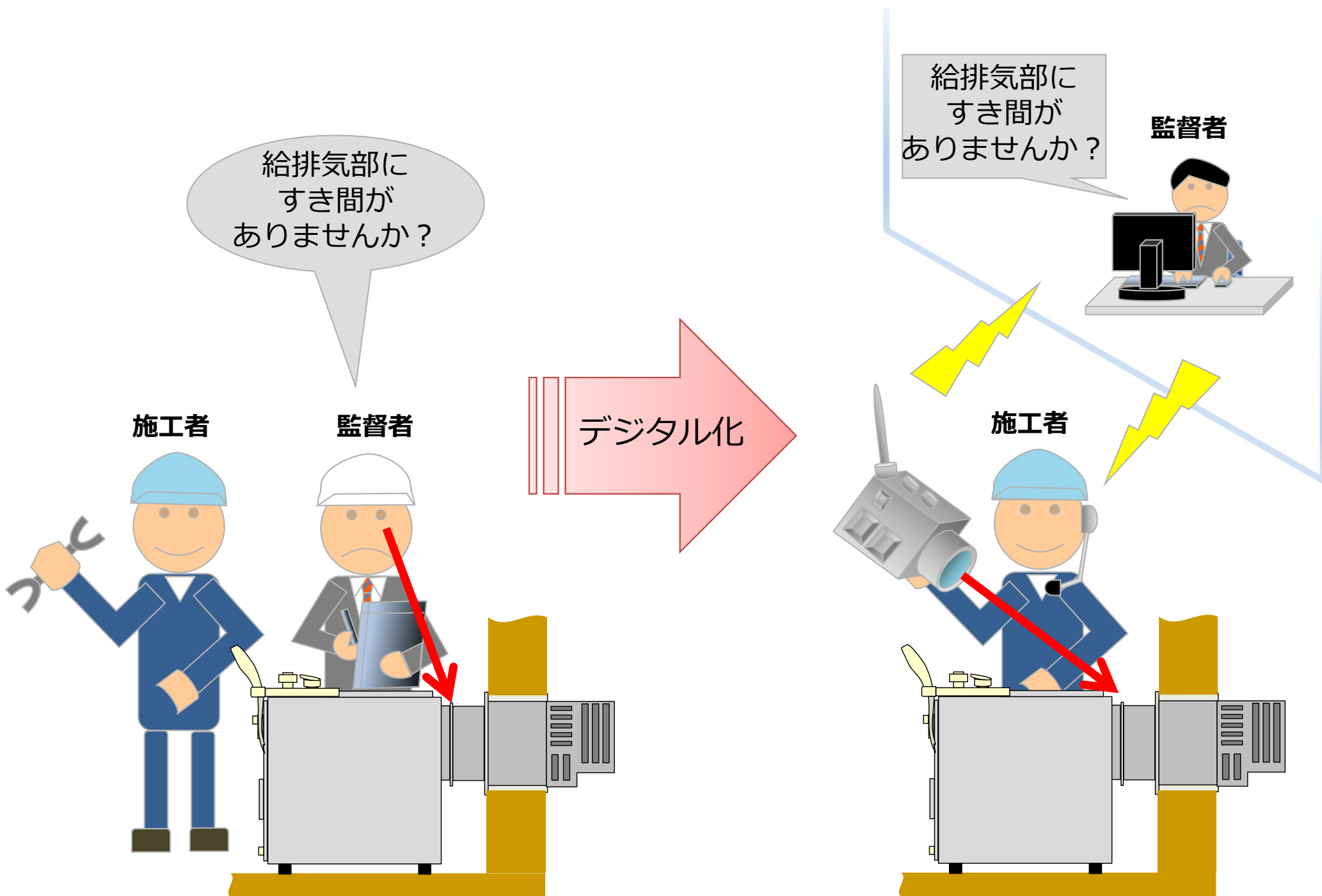
- デジタル化の可能性について、ガス消費機器設置工事監督者の資格に関する講習を実施する機関にヒアリングしたところ、適切な運用を行うことにより、監督者が現場に行かずとも遠隔で監督を行うことも可能と考えられるとの回答を得た。
- このため、従来の立ち合いによる監督に加え、立ち合い以外の方法（カメラ等を用いた遠隔での監督）も妨げるものではないこととする。

（参考）特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第77号） （監督の方法）

第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

- 一 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。
- 二 特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督すること。
- 三 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器が（～中略～）経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。

(参考) カメラ等を用いた遠隔での監督のイメージ



<議題>

1. ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し
(特監法のアナログ規制見直し)【審議】
2. **供給ガスの熱量変更 (通達) 及び関連文書の廃止**
【審議】
3. 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器 (不完全燃焼防止装置あり) の周知の見直しについて【審議】

2. 供給ガスの熱量変更（通達）及び関連文書の廃止

<通達策定の経緯>

- 1970年代以降、ガス事業者は、当時使用されていた石炭又は石油由来のガス種（5C、6A等）から、天然ガス由来のガス種（13A、12A）への転換に伴うガス消費機器の熱量変更作業を実施（別紙1）。
- しかし、熱量変更計画が不十分であったこと等によるガス中毒事故等の発生を受け、通商産業省（当時）は、ガス事業者による適切な熱量変更計画の策定と当該計画に対する国による審査・指導等を行うことを定める「供給ガスの熱量変更について」（昭和50年7月22日付50資公部第396号）等（別紙2）を発出した。

<熱量変更作業の現状>

- 熱量変更作業については、上記の通達が発出された1975年（昭和50年）以降、1990年から2010年に行われたIGF21計画（注）を経て、ガス事業者による数多くの熱量変更作業の経験により、業界に「熱量変更計画書記載例集（日本ガス協会）」（別紙3）を始めとした熱量変更計画の策定や機器調整等に係る保安上のノウハウが蓄積している。

（注）天然ガスへの転換により、2010年頃までに供給ガス種を13A又は12Aに統一する計画。

<見直しの方向性>

- 日本ガス協会においては、これまで蓄積されたノウハウに加え、自主保安対策を加味した熱量変更に関するガイドブック（別紙4）を作成し、ガス事業者に周知するとともに、ガス事業者においても実際に熱量変更作業を行う関係者に対する教育・訓練の実施、必要に応じて助言等を実施していくことを予定。
- このため、今後、熱量変更作業が実施される場合は、現行の国による審査・指導等から上記ガイドブックに基づく業界自主保安として対応へ移行することとしてはどうか（供給ガスの熱量変更について（通達）及び関連文書の廃止）（別紙5）。

(別紙 1) 熱量変更とは

- 「熱量変更」とは供給するガスの熱量を変更すること。1969年、大手ガス事業者が石炭・石油に代わる原料として、環境特性に優れ、より熱量の高いLNG（液化天然ガス）を導入。以降、全国で供給ガスの高熱量化が進展。
- 1990年以降、旧通商産業省の「INTEGRATED GAS FAMILY 21計画」*を契機に、ガス業界でIGF21計画を策定するとともに、各社の熱量変更が加速。

* 天然ガス転換により、2010年までに供給ガスグループを13A又は12Aに統一する計画。

- 2010年3月、国内で供給される都市ガスのガスグループは13Aまたは12Aに統一され、IGF21計画が完了。これ以降、生ガスCO中毒事故の発生の可能性はなくなった。
- 熱量変更には主に下記の2種類の形態がある。

- ① 一般ガス事業*¹における供給ガスのガスグループの変更に伴う熱量変更
- ② みなし一般ガス事業*²又は簡易ガス事業*³から一般ガス事業への移行に伴う熱量変更

*1 現在の一般ガス導管事業のこと。

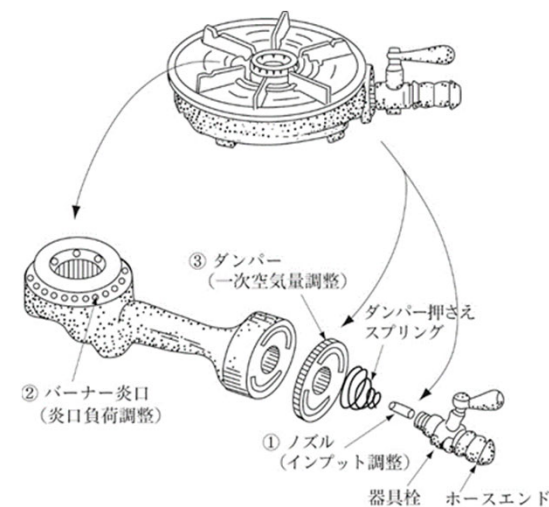
*2 旧ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）第2条第十四項に、「一般ガス事業者がその供給区域内において簡易ガス事業を営むときは、その簡易ガス事業は、一般ガス事業とみなす。」とあった。

*3 上記のガス事業法第2条第三項に、「簡易ガス事業とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいう。」とあった。現在のガス小売事業の一つ。

(旧通商産業省の通達より)

熱量変更に伴うガス機器の調整・改造について

- ガス機器は供給ガスの種類（都市ガス/LPガス）やガスグループ*に応じて良好に燃焼するように製造されているため、熱量変更の過程において、需要家所有機器の調整または改造を施す必要がある。
 - * 都市ガスはその燃焼性によって、7つのガスグループ（L3、L2、L1、5C、6A、12A、13A）に分類される。
- 旧通商産業省の通達（47資公局第784号）においては、調整及び改造について、以下のとおり記載。
- 調整とは、供給ガスのガスグループが変更され、あるいは他のガスグループのガスの供給を受けることになったことにより、バーナー、ノズル、空気調節器等を調整し、または交換することをいう。
- 改造とは、液化石油ガス用の機器を都市ガス用に改造する場合、あるいはガスグループの変更を伴わないでガス消費量等性能上の変更をする場合をいう。



(別紙2) 供給ガスの熱量変更(通達)の概要

- **通達「供給ガスの熱量変更について」**(昭和50年7月22日付50資公部第396号)は、ガス事業者に対し、供給ガスの熱量変更について、的確な計画の策定及びその実施を図ることにより保安体制の確保に万全を期するような指導を行うために、各通商産業局長宛てに通知された。
- **同通達の別紙「熱量変更作業基準」**には、ガス事業者が供給ガスの熱量変更を実施するに際し遵守すべき具体的な基準等がとりまとめられている。

通達「供給ガスの熱量変更について」(昭和50年7月22日付50資公部第396号)の概要

1. 供給ガスの熱量変更は、個別ケースに応じ十分審査のうえ必要、かつ妥当なものについてのみ認めることとする。
2. 熱量変更を実施しようとするガス事業者に対しては、事前に十分周到な計画を策定させるとともに、その概要を提出せしめ、計画の妥当性の検討を行い、不適當な点があればその点の変更、修正等の指導を行うこと。
3. 熱量変更の準備作業及び調整作業の実施状況については、報告及び資料提出を求めること等により2の計画に従っているか否かを調査すること。
4. 消費機器の調整実施後原則として3カ月以内に当該機器の再点検を行わせること。
5. 熱量変更に伴う消費機器の下取り販売については消費者から器具の押売り、販売等との誤解をうけ、あるいは迷惑を及ぼすことのないよう指導すること。

別紙「熱量変更作業基準」

(下記項目に係る作業基準を示している)

1. 熱量変更の方式
2. 器具の調整方法
3. 器具の事前調査
4. 調整時期及び調整期間
5. 調整員および調査員の教育、訓練並びに調整員の能力認定
6. 熱量変更作業の実施及び確認
7. PRの内容及び方法
8. 記録及び資料の整備、保管

(別紙3) 熱量変更計画書記載例集 (日本ガス協会)

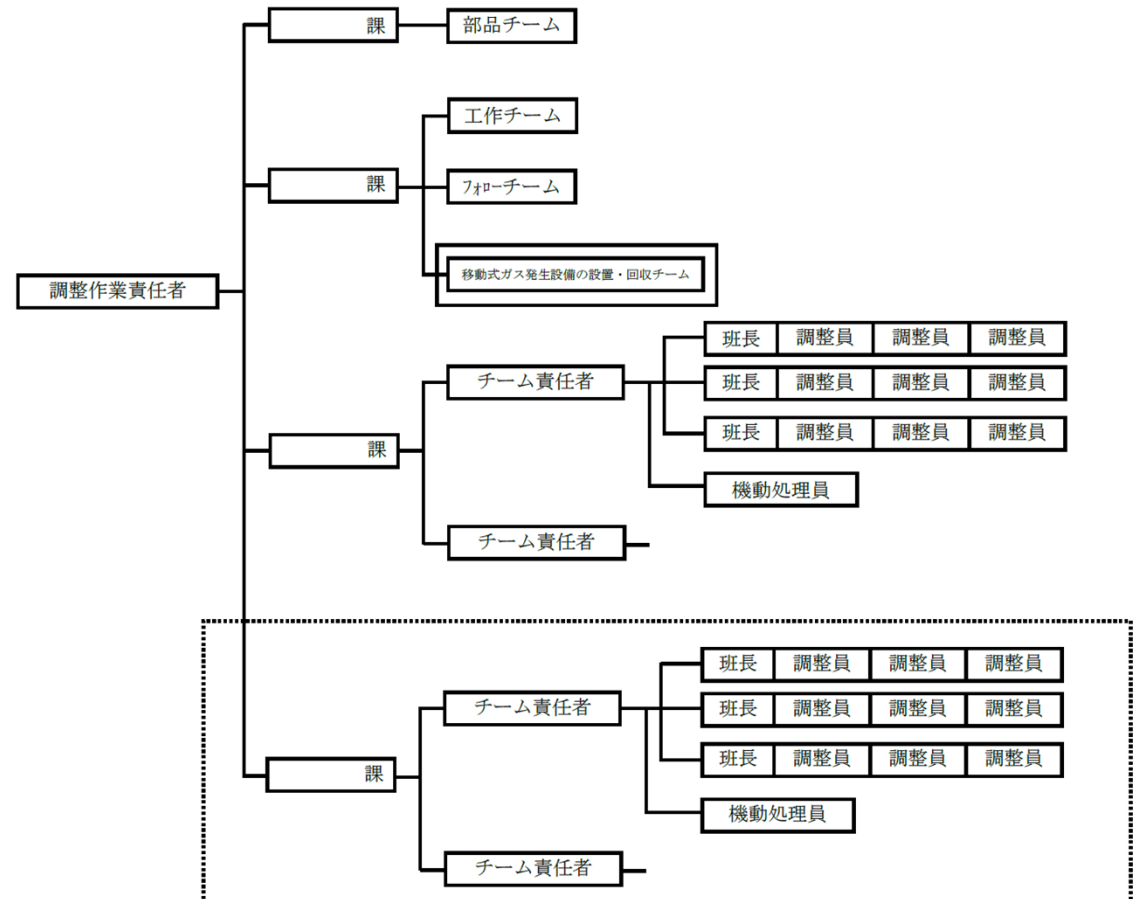
- 熱量変更作業基準 (※) に基づく熱量変更計画書を作成する際の参考として日本ガス協会が作成し、適宜改定を実施。
※「供給ガスの熱量変更について」(通達) 内の別紙として記載する具体的な基準

- 本書では、計画書の記載例及び計画書を作成する上での要点が記載されている他、調整、検収、再点検作業や苦情処理等の各種体制の例示、調査及び調整結果を記載するカードの例示、調整作業手順の概要の例示、燃焼テストの項目と判定基準の例示等を参考資料として掲載。

<熱量変更計画書記載例記載内容>

計画書種類	記載内容
計画策定時	1. 熱量変更の必要性 2. 熱量変更方式 3. 熱量変更計画の概要 4. PR 5. 器具の事前調査 6. 調整作業 7. 器具の調整方法
熱量変更計画の概要が決定した時期に作成	
計画確定時	1. 熱量変更計画の概要 2. 熱量変更方式の妥当性 3. 計画推進体制 4. 要員計画 5. 教育訓練計画 6. PR 7. 器具の事前調査 8. 調整作業 9. 器具の調整方法 10. 記録及び資料の整備保管
具体的かつ詳細な要員計画及び作業日程等が確定した時期に作成	

<調整、検収、再点検作業体制 (例示) >



(別紙 4) 熱量変更に関するガイドブック (日本ガス協会)

- 熱量変更ガイドブックは、業務編及び教育訓練編の2つのパートで構成。
- 通達の廃止にあわせて、日本ガス協会が本ガイドブックの発行及び周知を行い、各事業者にて熱量変更作業を行う。また、各事業者においても実際に作業を行う関係者に必要に応じて助言等を行う。

熱量変更ガイドブック構成

業務編	熱量変更業務の概要・知見※1	JGA 熱量変更作業基準	熱量変更計画書 記載例集
教育訓練編	教育訓練テキスト ※2	教育訓練計画書	

※1. 熱量変更業務の知見について

- ・基本情報の整備、予備調査、計画の策定、調整員・調査員の教育訓練、調整マニュアルの作成、PR、機器調査、調整作業、検収、再点検等の各業務のスケジュール（実施時期）、及び各業務の解説や注意点等を記載。

※2. 教育訓練テキストの内容

- ・熱量変更の意義・内容
- ・ガスに関する基礎知識
- ・ガス機器に関する基礎知識
- ・ガス機器使用上の注意事項
- ・機器調整（改造）方法の基礎原理
- ・機器調整（改造）の共通技術

(別紙5) 供給ガスの熱量変更(通達)及び関連文書の一覧

発出時期	番号	名称	主な内容
1975年7月	50資公部 第396号	供給ガスの熱量変更について	<ul style="list-style-type: none"> それまでの事故等を踏まえ、熱量変更①においては「熱量変更作業基準」の項目を記載した適確な熱量変更計画を策定し、実施させることを通達。
1976年1月	事務連絡	熱量変更調査員資格認定制度について	<ul style="list-style-type: none"> 熱量変更①における調整作業は、JGAの業界自主保安資格を取得した者(教育訓練は各事業者にて実施)に行わせることを通知。
1977年2月	52資公部 第59号	熱量変更に関する保安対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> 熱量変更②においても「熱量変更作業基準」を遵守させることを通達。 作業結果の検収を全数にする等、保安対策を強化することを通達。
1977年2月	事務連絡	熱量変更に関する処理について	<ul style="list-style-type: none"> 熱量変更計画に関する業務参考をとりまとめをたことを通知。
1977年2月	事務連絡	熱量変更調査員資格認定制度について (一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> 熱量変更②における改造作業は、JGAの業界自主保安資格を取得した者(教育訓練は各事業者にて実施)に行わせることを通知。
1990年11月	2資公部 第413号	熱量変更に関する保安対策の強化について	<ul style="list-style-type: none"> 同年に発生した事故を受け、口頭での周知、ガス機器への使用禁止ラベル貼付等、保安対策を強化することを通達。 作業結果の検収を抜取りにする等、保安対策を緩和することを通達。
1999年3月	事務連絡	熱量変更作業における「再点検作業」の運用の変更について	<ul style="list-style-type: none"> 再点検作業は希望需要家のみの実施を可とし、保安対策を緩和することを通知。

(補足) 熱量変更①: 「一般ガス事業(現: 一般ガス導管事業)」における供給ガスのガスグループの変更に伴う熱量変更
 熱量変更②: 「みなし一般ガス事業又は簡易ガス事業(現: 簡易ガス事業)」から一般ガス事業への移行に伴う熱量変更

(別紙6) 供給ガスの熱量変更 (通達) に対する今後の対応 (案)

通達「供給ガスの熱量変更について」(昭和50年7月22日付50資公部第396号) の概要

1. 供給ガスの熱量変更は、個別ケースに応じ十分審査のうえ必要、かつ妥当なものについてのみ認めることとする。
2. 熱量変更を実施しようとするガス事業者に対しては、事前に十分周到な計画を策定させるとともに、その概要を提出せしめ、計画の妥当性の検討を行い、不適当な点があればその点の変更修正等の指導を行うこと。
3. 熱量変更の準備作業及び調整作業の実施状況については報告及び資料提出を求めること等により2の計画に従っているか否かを調査すること。
4. 消費機器の調整実施後原則として3カ月以内に当該機器の再点検を行わせること。
5. 熱量変更に伴う消費機器の下取り販売については消費者から器具の押売り、販売等との誤解をうけ、あるいは迷惑を及ぼすことのないよう指導すること。

別紙「熱量変更作業基準」(下記項目に係る作業基準を示している)

1. 熱量変更の方式
2. 器具の調整方法
3. 器具の事前調査
4. 調整時期及び調整期間
5. 調整員および調査員の教育、訓練並びに調整員の能力認定
6. 熱量変更作業の実施及び確認
7. PRの内容及び方法
8. 記録及び資料の整備、保管

(今後の対応)

- ・国による審査、国への計画提出、報告等を廃止。
- ・業界による自主保安に移行。

(理由)

- ・「熱量変更計画書記載例集」に過去のノウハウが蓄積。
- ・「熱量変更に関するガイドブック」を関係者に周知し、日本ガス協会が必要な助言を実施予定。

(今後の対応)

- ・再点検の実施は希望する需要家のみ行う。

(理由)

平成11年3月30日付け事務連絡にて、再点検の対象は希望する需要家のみで良いと変更されている。

(今後の対応)

- ・国による指導は廃止。

(理由)

- ・日本ガス協会において保安業務において押売り、買換え強要と受け取られるような行為をしないよう自主規制。今後も事業者には注意喚起予定。

(今後の対応)

- ・現行の作業基準の内容は「熱量変更に関するガイドブック」に記載し、業界の自主保安として対応する。

(理由)

- ・「熱量変更計画書記載例集」に過去のノウハウが蓄積されており、現行作業基準に記載されている器具調整、調査、調整員の教育、熱量変更作業等はガス事業者自らが実施することが可能。

<議題>

1. ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し
（特監法のアナログ規制見直し）【審議】
2. 供給ガスの熱量変更（通達）及び関連文書の廃止
【審議】
3. **開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置あり）の周知の見直しについて** 【審議】

3 - 1. 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器の周知について（現行規定）

- ガス事業法第159条において、ガスの使用者に対して危険の発生の防止に関し必要な事項を周知することを規定している。また、ガス事業法施行規則において、周知は次の2つに分類されて規定している。
 - ①全てのガスの使用者に対して行う周知（以下「一般周知」という。） <施行規則第197条第1項第二号イ>
 - ②ガス瞬間湯沸器やガスふろがまなど重大事故の発生確率が高い消費機器を設置するガスの使用者に対し、①に加えて行う周知（以下「個別周知」という。） <施行規則第197条第1項第二号ロ>
- また、当該周知の頻度は、一般周知は「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」及び一部需要家を除き「二年に一回以上」、個別周知は「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」及び「消費機器の種類ごとに定める頻度」と規定している。

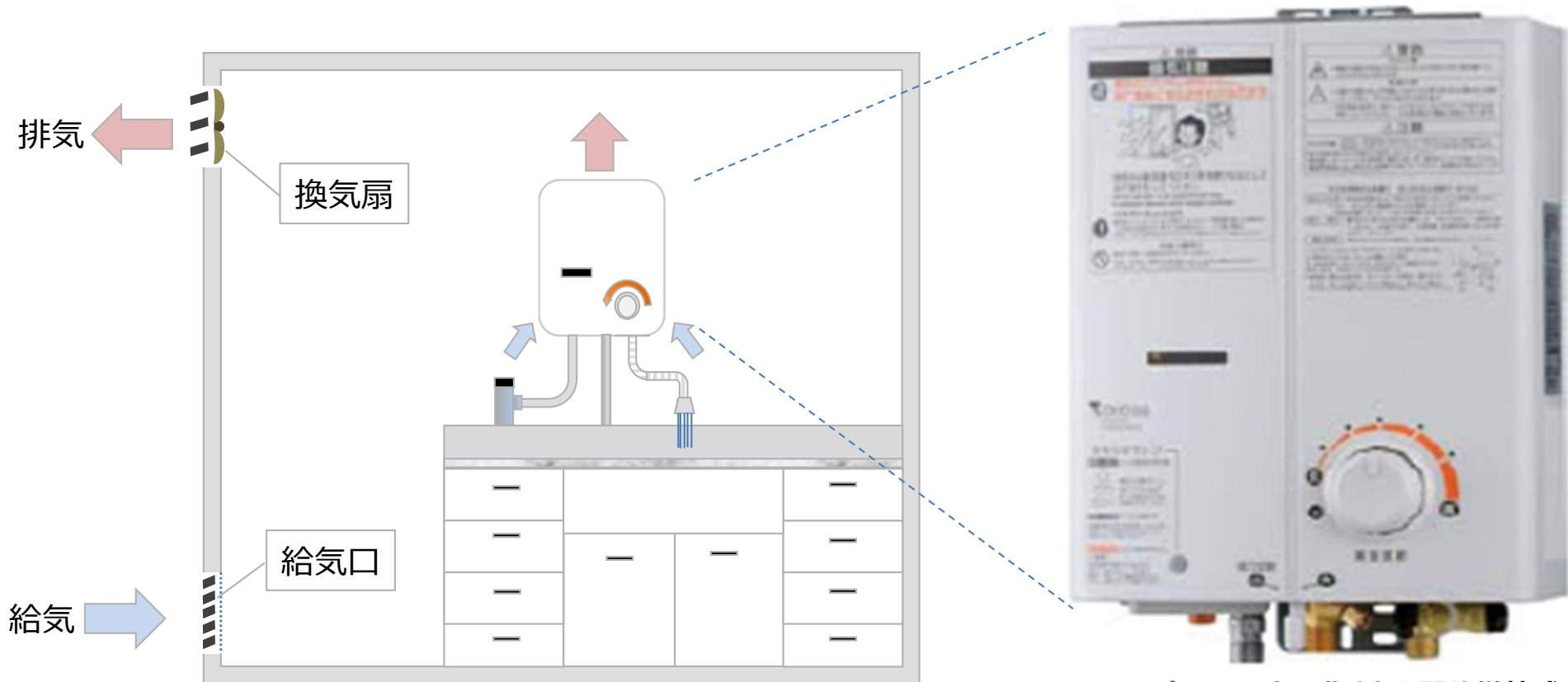
● 一般周知と個別周知の関係 <施行規則第197条第1項第二号イ、ロ関係>

	周知対象又は消費機器の種類	現行周知頻度	周知事項
周一般	(1)全需要家（(2)を除く）	2年に1回以上	イ～ニ、リ
	(2)特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物の需要家	1年に1回以上	
個別周知	<u>(1)開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器※（不完全燃焼防止装置あり）</u>	1年に1回以上	ハ、ホ、リ
	(2)開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器※（不完全燃焼防止装置なし）		ハ、リ
	(3)ガス湯沸器（屋内設置、半密閉燃焼式、不完全燃焼防止装置なし）		ハ、ヘ、リ
	(4)ガスふろがま（浴室内設置、自然排気式、不完全燃焼防止装置なし）		ハ、リ
	(5)ガスふろがま（屋内設置、自然排気式、不完全燃焼防止装置なし）	2年に1回以上	ハ、リ
(6)燃焼面が金属網製のガストーブ（開放燃焼式、不完全燃焼防止装置なし）	1年に1回以上		

※ガスの消費量が十二キロワット以下。

(参考 1) 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器とは

- 燃焼に必要な空気を屋内から取り込み、燃焼排ガスを屋内に排出するタイプの、ガスの消費量が12kW以下のガス瞬間湯沸器



2008年4月に商品化された開放燃焼式
小型ガス瞬間湯沸器の例

(参考2) 周知事項について

- 施行規則第197条第1項第二号に定める周知事項

イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項

ロ 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

ニ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとるべき緊急の措置及びガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者に対する連絡に関する事項

ホ ガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして、経済産業大臣が定める事項

ヘ ガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項

ト ガス漏れ警報設備の点検に関する事項

チ 消防機関に対する連絡に関する事項

リ そのほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項

3 - 2. 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器の安全機能の変遷

- 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器は、2007年に発生した一酸化炭素中毒事故を受け、1年に1回以上の個別周知の対象機器となった。
- また、この事故を受け、2008年にガス用品の技術上の基準等に関する省令（用品省令）が改正され、開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器に対して再点火防止装置※の義務化や不完全燃焼防止装置が作動する条件の変更が行われた。
- 開放燃焼式小型瞬間湯沸器については、再点火防止装置等の有無にかかわらず周知は1年に1回以上の頻度で行うことが維持されているが、この用品省令改正以降に製造された再点火防止装置等の機能が追加された同湯沸器による事故は、現在まで発生していない。

※不完全燃焼防止装置が作動した後再点火を防止する装置（インターロック機能）

【2008年用品省令改正による主な安全機能の変更点】

項目	主な用品省令改正（2008年）前後の比較	
	改正前	改正後
再点火防止装置	なし	あり
不完全燃焼防止装置作動のCO濃度基準値	理論乾燥燃焼中のCO濃度（換算値）0.14%	乾燥燃焼中のCO濃度（体積%）0.03%
不完全燃焼防止装置作動の時間基準値	10分以内	30秒以内
十分な換気をしないと死亡事故に至る恐れがある旨の警告表示	なし	あり

3 - 3. 開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器の周知の見直し

<現行の周知頻度>

- 現在の開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置あり）の周知（注1）については、重大事故の発生確率が高い消費機器を対象とする「個別周知」の対象とされているところ。<施行規則第197条第1項第二号ロ>

（注1） ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上の頻度で行う。

<事故の発生状況を踏まえた周知の見直し>

- 2008年のガス用品省令の改正後に製造された再点火防止装置等の機能が追加された「開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（再点火防止装置及び不完全燃焼防止装置あり）」については、現在までの15年間に事故の発生事例は無く、個別周知の対象機器に該当しなくなったと考えられることから、周知を「一般周知」（注2）のみとし、「個別周知」の対象機器から除外してはどうか。

（注2） ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回以上（※）の頻度で行う。

※特定地下街等については1年に一回以上